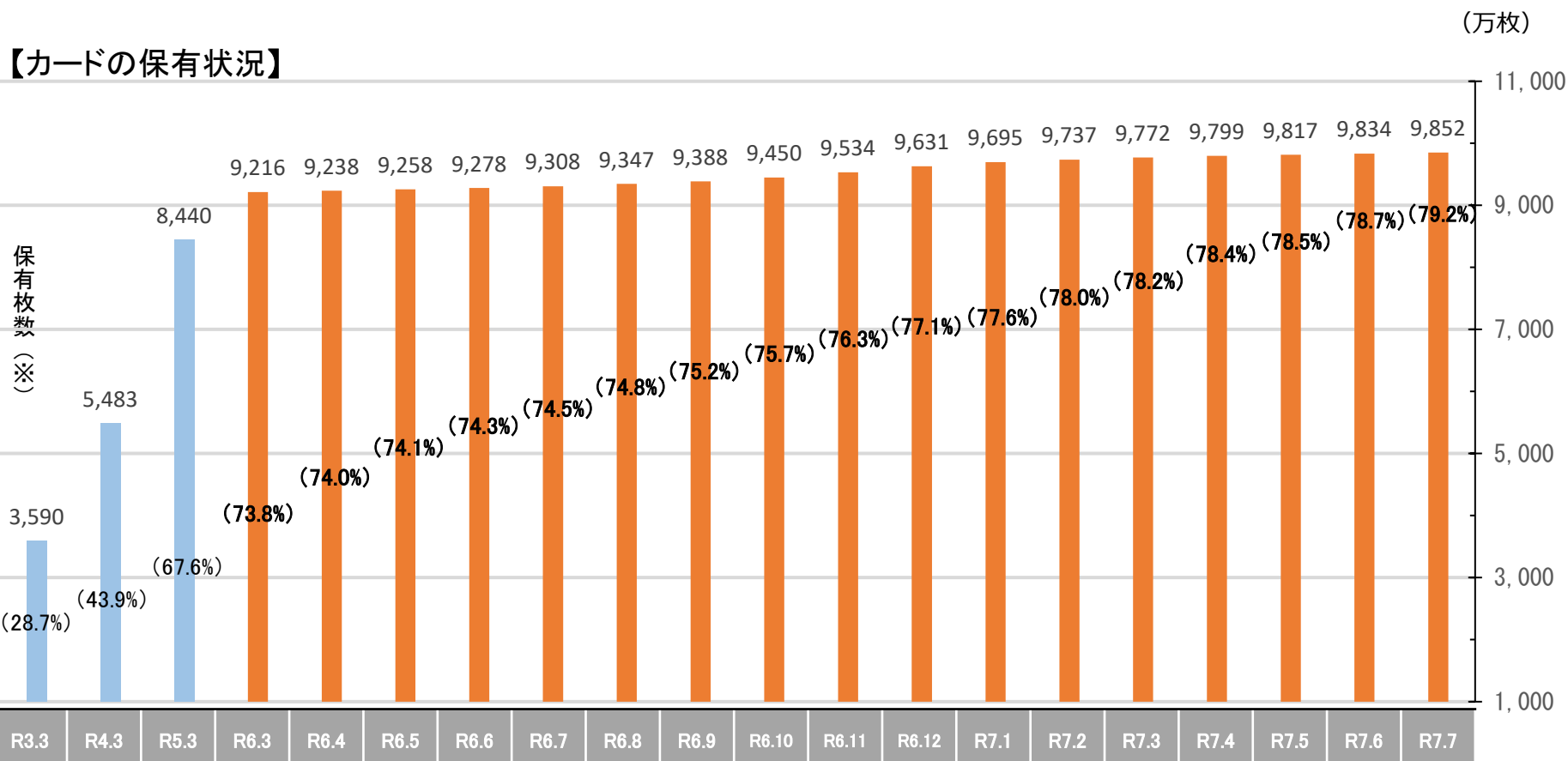


マイナンバーカードの保有状況

○ 7月末時点の保有枚数は約**9,852万**、人口に対する割合は**79.2%**



※ 令和5年度、令和6年度及び令和7年度の各月は年度末及び月末時点における保有枚数及び人口に対する保有枚数の割合

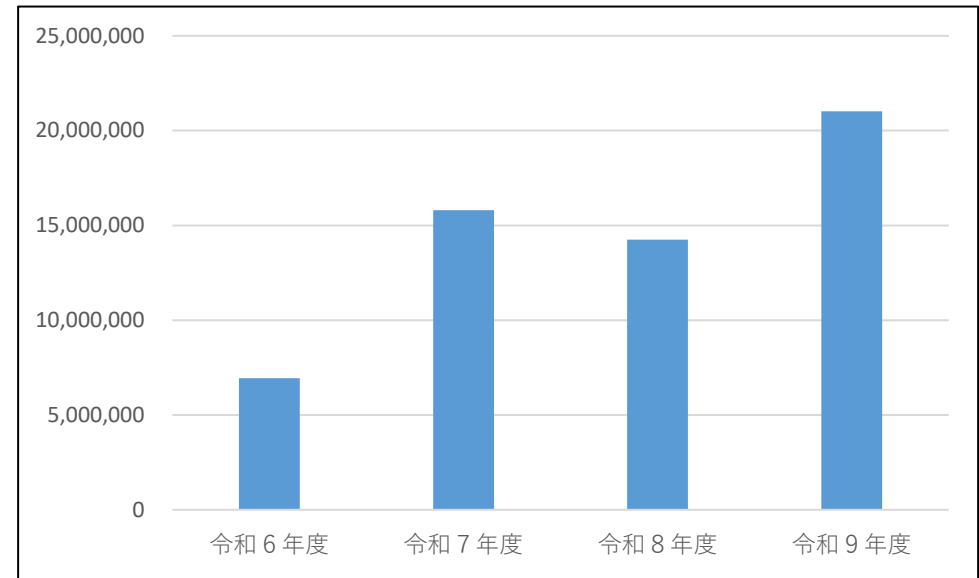
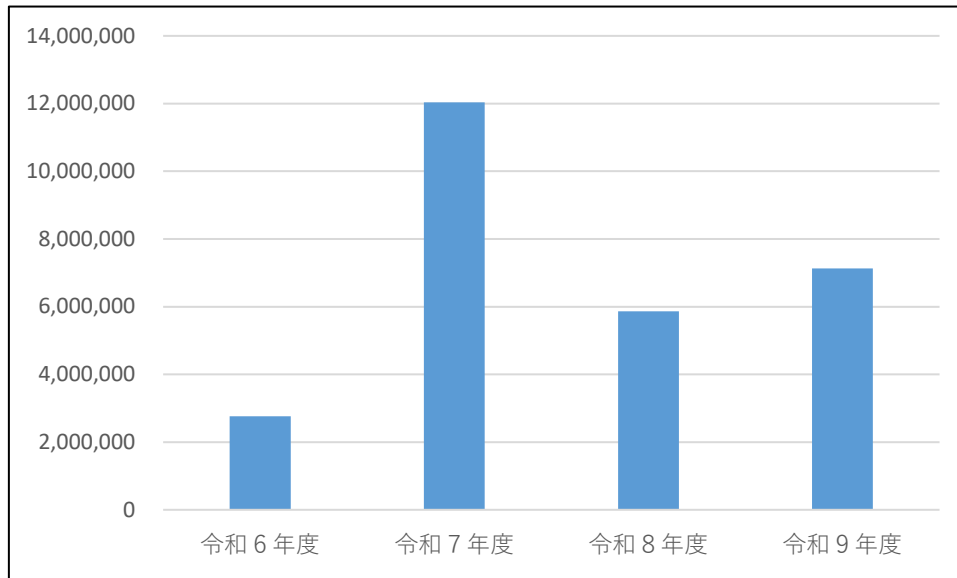
マイナンバーカード・電子証明書の有効期限切れに係る想定更新件数

(万件)

マイナンバーカード	
年度	想定更新件数
2024年度 (R6)	280
2025年度 (R7)	1,200
2026年度 (R8)	590
2027年度 (R9)	710

(万件)

電子証明書	
年度	想定更新件数
2024年度 (R6)	690
2025年度 (R7)	1,580
2026年度 (R8)	1,430
2027年度 (R9)	2,100



マイナンバーカード及び電子証明書の更新への対応について

(万件)

	2024 (R6) 年度 (12月～3月) ※	2025 (R7) 年度 (推計)	2026 (R8)	2027 (R9)
カード交付 (新規)	340	480		
カード交付 (更新)	180	1,200	→ 590	→ 710
合計	520	1,680		
月ごとの平均交付件数	<u>130</u>	<u>140</u>		
【参考】 電子証明書 (更新)	280	1,580	→ 1,430	→ 2,100
月ごとの平均件数	70	130		
カード+電子証明 月ごとの平均件数	200	270		

(参考1) カード及び電子証明書の有効期限は誕生日が基準となることから、更新は各月ごとに一定平準化

(参考2) 過去の1か月当たりのカード交付件数のピークは440万件 (令和5年3月 (マイナポイント第2弾に伴うもの))

(参考3) R7年度のカード交付 (新規) は、健康保険証の新規発行停止に伴う駆け込み申請がなかった時期 (R5.10～R6.9) と同数を計上

(参考4) 手続時間の目安 (自治体からの聞き取り) カード: 15～20分/件、電子証明書: 10分/件 (待ち時間等により変動)

<総務省における取組>

- 全国の市区町村に対して、窓口数や人員体制の強化を始め、専用・臨時窓口の開設や土日祝日・夜間開庁の拡大などの体制整備及び円滑な更新に向けた住民への周知について助言通知を発出し、自治体向け説明会等により重点的に呼びかけ
- 市区町村のカード関連事務の民間委託や郵便局への事務委託 (R7.8月時点 64団体216郵便局) も併せて推進
- マイナンバーカード交付事務費補助金 (補助率10/10、約895億円 (R6補正+R7当初等)) により、市区町村の上記取組を支援
- 助言通知を踏まえた円滑な交付体制の構築に取り組む団体の好事例を全国に周知し、取組の横展開を促進

<市区町村における取組状況 (令和7年7月時点) >

	専用・臨時窓口の開設	土日祝日・夜間開庁
政令市・中核市・特別区の実施率	<u>94団体 (89.5%)</u>	<u>100団体 (95.2%)</u>
【参考】 全市区町村	659団体 (37.9%)	1,147団体 (65.9%)

マイナンバーカード及び電子証明書の更新対応に関する助言通知のポイント①

第1回局長級会議資料

令和7年2月6日付け総行マ第9号「マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限切れ対象者の増加を踏まえた対応について（通知）」（抄）

1. 各市区町村において、令和7年度以降、カード等の有効期限切れ対象者の増加が見込まれることから、申請者からの問い合わせや窓口での交付・申請受付事務において、**確実かつ効率的に対応できる窓口数・人員数を適切に確保すること。**
2. 1の際、**通常の庁舎の窓口体制のみでは対応が不十分となる可能性がある団体については、住民利便の向上及び業務効率化の観点から、以下の措置等を積極的に講じること。**
 - ① **駅周辺や公共施設等における臨時交付窓口の追加の設置**
 - ② **土日祝日・夜間開庁の拡大**
 - ③ **予約制の導入や拡大**、又は予約制による対応と予約なしでの対応との併用など運用上の工夫
 - ④ 「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について」（令和6年3月5日付け総行マ第20号）を参考とし、窓口の体制強化をはじめとした**民間委託の導入・拡充**
 - ⑤ **郵便局へのカード等の申請受付事務等の委託の推進**
3. カード等の有効期限切れ対象者が円滑かつ切れ目なく手続きができるよう、**住民に対して、以下の点等について、適切に周知・広報を図ること。**
 - ① **有効期限満了の約3ヶ月前に、J-LISから有効期限切れ通知が送付されること**
 - ② カードの有効期限切れ対象者は、特急発行の対象とならないことから、**余裕を持って申請を行う必要があること**
 - ③ カードの申請にあたっては、オンライン申請用QRコード付き交付申請書を活用して、積極的にオンライン申請を活用いただきたいこと
 - ④ 臨時交付窓口や土日祝日・夜間開庁時間等の概要
 - ⑤ 利便性向上の観点から、予約システムを積極的に利用いただきたいこと
 - ⑥ 申請者本人が来庁できない場合でも、代理人による手続きが可能であること及び代理人による手続きの際に必要な書類の概要
5. 以上の取組について、**マイナンバーカード交付事務費補助金を積極的に活用されたいこと。**

マイナンバーカード及び電子証明書の更新対応に関する助言通知のポイント②

第1回局長級会議資料

○ 交付通知書を申請者に発送するまで1ヶ月以上要している団体があることや、申請者が有効期限通知書の受領から3ヶ月以内にカードを受領できない場合は、各種サービスが利用できず、申請者に支障が生じること等を踏まえ、カード関係業務の円滑な実施のため、以下の事項を追加で助言。

令和7年3月21日付け総行マ第34号「マイナンバーカードの有効期限切れ対象者の増加を踏まえた関係業務の円滑な実施等について（通知）」（抄）

- 1. J-LISから毎週送付されている自団体の申請受付数を確認し、カードが届いてから1週間以内を目途に交付通知書を発送、また、やむを得ない場合であっても遅くとも2週間以内には発送できているか、改めて点検すること。**
- 2. 1. の点検を踏まえ、申請者に対するカード交付の遅れや交付の滞留が生じている団体については、以下の取組を積極的に講じ、十分な交付体制を確保するとともに、これらの取組に際し、マイナンバーカード交付事務費補助金を積極的に活用されたいこと。**
 - ① J-LISからのカード送付後、速やかにカードの交付前設定、交付通知書等の作成、送付を行うために**必要な人員の確保**
 - ② マイナンバーカードの交付に用いる統合端末の適切な台数の配備
 - ③ 申請受付体制の整備と合わせ、（中略）交付前設定事務を含む、窓口の体制強化をはじめとした**民間委託の導入・拡充**
- 3. （前略）申請者が土日や平日夜間の開庁時間を含め、数週間にわたって予約を取りづらいついた状況とならないよう、交付対象者が滞留する前に、予約管理システムにおける予約枠の拡大を行うこと。**
- 5. 交付に要する期間の住民への周知にあたっては、（中略）HP等において、必要以上の期間を要するものと住民に誤解や不安を与えることのないよう、通常申請から交付までに想定される期間（約1か月～2か月程度）を基本に広報することが望ましい。**